

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五〇六
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定をした件 五〇六
- 保安林の指定を解除する旨通知があった件二件 五〇六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨通知があった件 五〇九

## 告 示

### 福島県告示第六百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月二十四日から同年十一月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルチ中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一番四ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第六百四十六号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、岩瀬土地改良区から令和五年十月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十六日認可した。  
令和五年十月二十四日  
福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第六百四十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和五年七月十四日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和五年十月四日付けで次のとおり裁定した。  
令和五年十月二十四日  
福島県知事 内堀雅雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積  
所在地 地番 地目 面積（平方メートル）  
喜多方市関柴町西勝字三島 二二番 田 二、四二〇  
同 市関柴町西勝字三島 二三番 田 三、五四六  
同 市関柴町西勝字三島 二四番一 田 一、一九三
- 二 利用権の内容 畑として利用
- 三 利用権の始期及び存続期間  
1 始期 令和五年一〇月二五日  
2 存続期間 一〇年
- 四 農地の所有者等の情報  
農地の登記名義人の死亡のため所有者を確知することができず、農地法第三十三条第二項で準用する第三十二条第三項の規定による公示を行ったものの所有者等からの申出はなかった。
- 五 借賃に相当する補償金の額 六三、五九〇円
- 六 補償金の支払の方法  
当該利用権の始期までに福島県地方務局若松支局に補償金を供託すること。  
（農村振興課）

### 福島県告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する旨農林水産大臣から通知があった。  
令和五年十月二十四日  
福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市四倉町薬王寺字粟刈沢五六の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第六百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
白河市東三坂山一七の一三八
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第六百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達郡国見町大字泉田字清水一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定実施要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、国見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達郡国見町大字泉田字矢筈山一の二から一の一〇まで
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定実施要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、国見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第六百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達郡国見町大字泉田字柳沢一、三の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定実施要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、国見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

